

# 令和4年6月定例会 一般質問通告要旨

順番 8

質問議員名	<b>小柳 はじめ</b>	
質問項目	質 問 要 旨	要求答弁者
<p>1 最終章！教育委員会の事なかれ主義と組織的問題</p>	<p>昨年9月議会からスタートとした、教育委員会の「事なかれ主義」「先送り主義」「見て見ぬふり主義」等々、組織的な問題点を提起するシリーズは、5月30日に新潟地裁で判決のあった、市内中学校での中学生いじめ自殺事件の民事訴訟1審判決をもって一旦の区切りとする。</p> <p>1年間で4回の一般質問で、教育委員会への問題提起を行ってきたが、教育長は理想的で大変立派なことを言うが、基本的な組織運営が出来ていないと思う。個々の職員の問題と言うより、組織になった途端に露見する、大企業病と似た症状でもあるが、組織を司る上で最も重要な要素である、ヒト、モノ、カネ、情報の4大経営資源の制御は、経営者やリーダーでは当たり前でも、教育委員会では全く異なるようだ。</p> <p>もちろん、派遣された県職員で運営される学校現場、市執行部から派遣される職員、市長が任命する教育長、市長が握る予算編成権と、教育委員会は独立した組織といっても、砂上の楼閣のようなものでないか？</p> <p>今議会は問題提起した1年間のやり取りを総括した上で、2月議会では「裁判中」を理由に一切答弁に応じなかったが、中学生いじめ事件の対応と、組織としての問題点についてあらためて広範に伺う。</p> <p>(1) 中学生いじめ自殺事件は被告である市の全面勝訴であったが、どのように思っているか？</p> <p>(2) 今回はいじめの事実認定がバラバラになされ、学校での組織的な情報共有が出来ていれば防げていた可能性が高いがそれに対してどう思うか？</p> <p>(3) 報道では明らかにされていないが、判決言い渡しの際に「何とかできたのではないかと思うことはある」と裁判長から発言があったが、どのように受け取るのか？</p> <p>(4) 文科省が指針にも明記している被害者への加害者氏名開示に関して、加害者のプライバシーを盾に裁判所からの和解勧告にも断固応じず、「開示はリーダー格（主犯）がいて、手を下した等の非行があった者が認定できる場合であって、今回のような関与に濃淡がある場合などは開示に適さない」と勝手な解</p>	<p>教育長</p>

<p>2 男子中学生いじめ自殺事件の市と教育委員会の対応</p>	<p>釈を主張したのはなぜか？</p> <p>(5) 今後、上級審へと訴訟が進めば、加害者も心に十字架を抱えながら生きていくことになる。早急に見舞金を提示し、加害者が被害者に謝罪して区切りを付けることこそが真の教育でないか？役所の組織防衛の事情で、終結点が見えないのは加害者にとっても苦痛でないか？</p> <p>(1) 執行部側は裁判に対して訴訟指揮を行ったのか？また和解に応じなかったのは最終的には市長の判断か？</p> <p>(2) 判決を受けて市長は「司法の判断を真摯に受け止め二度とこのような痛ましいことが起きないように取り組んで参ります」とコメントを出したが、訴訟でやっていることと言っていることが逆ではないか？</p>	<p>市長</p>
----------------------------------	--	-----------